

財務省告示第二百八十一号

関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十七条第三号及び第六号の規定に基づき、標本、参考品等の用途に供する物品について関税の免除を受けることができる施設を指定する告示（昭和五十六年九月大蔵省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

平成十九年八月十七日

財務大臣 尾身 幸次

「第二号及び第四号」を「第三号及び第六号」に改める。

第二号中「日本原子力研究所 東京都千代田区内幸町二丁目二番二号」、「核燃料サイクル開発機構 茨城県那珂郡東海村村松四番地四十九」及び「財団法人リトルワールド 名古屋市中村区名駅一丁目二番四号」を削り、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 つくば市觀音台三丁目一番地一」の次に「独立行政法人日本原子力研究開発機構 茨城県那珂郡東海村村松四番地四十九」及び「株式会社名鉄インプレス（野外民族博物館リトルワールドに限る） 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号」を加える。